

日星高等学校いじめ防止基本方針(案)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

日星高等学校は、キリストの精神に基づき、「人と共に生き 人のために役立つ 心豊かな人に」を教育目標としている。安心・安全な学校づくりをめざし、地域・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(2013年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめの防止等」という。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、日星高等学校いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定する。

《参考》

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第二条

…当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの態様】文部科学省「基本的な方針」より

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

第1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。
 - ・生徒指導部長を主管者とし、校長、教頭、教頭補佐、危機管理、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーで構成する。
 - ・必要に応じて科コース長、担任、部活動顧問等、関係する教職員や専門家等を加える。
- 3 「いじめ対策委員会」は職員会議のない水曜日に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

- (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
- (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
- (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
- (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

《参考》

【重大事態の定義】いじめ防止対策推進法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであるとともに、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が育友会等と一体となって継続的に取組を行う。

未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる環境づくりにある。そのために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、また自分が活躍できる場を得ることで自分の居場所を確保できるよう、学校が配慮することが大切である。

2 いじめの未然防止のための取組

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的や否定的な態度や冷やかしやからかいなどは生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらし、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環となる。

他者から認められていると感じることができている生徒は、いたずらに他者を否定することも攻撃することも減る。相手を貶めて自分の存在を相対的に高める必要がないからである。生徒が主体で活躍できる場面を多く設定するように心がけると未然防止につながると考える。

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

- ・すべての生徒が授業に参加でき、なおかつ様々な授業の場面で活躍できるような協働学習やペアでの学習を通して学習の意欲を高め、確かな学力をつける。
- ・お互いに発表しあったり相互評価をすることにより、授業中の言語活動を盛んにし、表現する力をつける。
- ・総合コースはそれぞれの進路目標や、学力、適性に応じた対応をする。授業の中でも分割授業、取り出し授業をする。授業中のサポートを学習支援センターが中心となり、教科担当者と学習サポーターが協力して授業展開する。放課後はコモンズでの学習の場所の提供や、教員、指導員による学習指導や相談、進路目的に応じた個別指導などを行う。
- ・授業開始前に授業の準備をさせたり、チャイムが鳴ったら着席しておく習慣や授業開

始前後の挨拶、授業中の正しい姿勢などの徹底で規律正しい授業態度にする。

- ・発表の仕方や聴き方などを細かく指導することにより、他者を理解し相手に対する望ましい態度を身につける。
- ・雑然とした環境の中では集中し落ち着いて学習ができず、学力の向上は望めない。また、黒板周りの情報が多くなり過ぎないように掲示物を整理するなど教室内環境の整備をすることにより、毅然とした学習環境の中で活気があり、仲間と支え合い、そして自ら学び合う学習の場とする。

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- ・H R、総合学習のプログラムとして実施している気づきの体験学習及びグループワークを通して、自己理解、他者理解を図る。
- ・H R、総合学習のプログラムとして実施している幼稚園実習を通して、役立ち感を味わわせることにより、自尊感情、自己肯定感を高める。
- ・全校行事として実施している被災地支援をはじめとするボランティア活動を通して、役立ち感を味わうとともに、自分の力を他者のために役立たせる。
- ・全校行事として実施している体育祭における応援合戦を縦割りで行うことを通して、自己有用感を育む。
- ・科、コースにおいて授業として実施しているピアサポート活動や病院実習、インターンシップを通して、役立ち感を味わせることにより、自己有用感を育む。

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- ・日々の祈りを通して、謙虚な心と感謝する心を育む。
- ・「聖書」の授業を通して、キリスト教について学ぶとともに、カトリックの倫理観、生命を大切にする心や他者を思いやる心、ともに生きる姿勢を育む。
- ・復活祭及びクリスマスの取り組みを通して、犠牲および愛と祈りの実践をする。
- ・被災地支援の取り組みを通して、他者のために役立つことの喜びを知る。

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- ・年度初めの職員会で「いじめ防止基本方針」の周知確認を行う。
- ・いじめを含む諸問題に関する指導内容の引き継ぎ、情報提供ができる体制をとる。
- ・人権教育講演会、人権映画、非行防止講演会等を通して、いじめに対する意識を高め、生徒にいじめを許さない感性の育成を図る。
- ・個人面談、教育相談を通して、いじめについての情報を取得し、理解を深め、いじめ防止の意識を持たせる。
- ・すべての学校生活を通して、人権尊重の促進やいじめについて考え、関心を持たせる機会を設定する。(互いの違いを認める、学習する権利、生きていく権利等)

(5) いじめの防止等について、生徒の主体的な活動の推進

- ・生徒自らがクラスのルール作りに取り組むことによって、してはならない事、されて嫌な事等の共通理解を持ち、いじめに対する意識を育て、いじめを防止していくけるクラス作りをする。
- ・生徒会活動を通して、ルールやマナー向上を呼びかける啓発活動を行う。特に、携帯電話等の利用について、学習環境を整えるために不要なものを持つてこない、挨拶運

動を行うなど、生徒会本部が企画し、各委員会が実際の活動にあたれるように組織的な取組を行う。

- ・生徒会の年度の取組として、生徒自身が学校生活をよりよくするために、どのような課題があり、どう対応していかなければならないか考える機会を持てるよう指導する。
- ・生徒会活動を生徒一人一人が意識でき、役割を担い合い、お互いを尊重し合えるよう、委員会以外にも係を設け、学年や、科・コースを超えて組織的に取り組む。
- ・体育祭、文化祭などの学校行事が、生徒主体で行われ、クラスや、クラスを超えた集団で、協調性を養い、自主的な活動が行えるように取り組む。

(6) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- ・全職員の共通理解と資質能力向上を図るために、少なくとも年一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- ・「いじめチェックリスト」を作成し、全職員で実施することにより、いじめに対する感性を保つ。
- ・いじめに関する校外研修にもそれぞれの分掌の立場で参加し、得た情報知識を全職員で分かち合うよう努める。
- ・教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりしないように平素から人権意識を高め、自己研鑽に努めるとともに研修の機会を得る。
- ・指導者の意識的な言葉かけ、まとめの返し方の工夫により、生徒の振り返り及び分かち合いを「他者への関心」「自己肯定感」につなげる。
- ・授業中に生徒の不満や不安が高められないようにわかる授業作りを通して生徒の満足度と安心感を高める。そのために、お互いの授業を参観したり、校内学び研究会や外部講師を招いての研修会を継続する。また、授業評価アンケートから生徒の声を拾うことによりさらに授業の改善に努める。

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が安心・安全な学校生活を送ることを目的として情報を共有するものとする。

教育相談等で得られた情報は、個人情報保護の観点から適切な管理が必要である。生徒および保護者のプライバシーを守りつつ、予防的な対応に生かすとともに、その後の指導に繋げられるよう有効活用させることが大切である。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・「いじめチェックリスト」を作成し、教職員が同じ視点でいじめに気付くようにする。
- ・日常観察の中で、生徒の様子から何か気になる変化が見られたら、担任及び各科コース長等、いじめ対策委員に報告する。
- ・いじめに関するアンケートを生徒、保護者等に行い、意識啓発と情報取得を行う。

- ・スクールカウンセラーと情報を共有する。
- ・科コース会、学年会、各部会、各委員会などあらゆる機会を生徒情報の交換の場と捉えるとともに、日常会話の中でも生徒情報の共有に努める。
- ・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、直近の職員会議で報告し、全教職員で共有する。
- ・緊急の場合は、臨時職員会議等で情報を共有する。

(2) 全生徒を対象とした定期的なアンケートの実施

- ・年1回のいじめアンケートを行うとともに、従来から行われていたストレス度チェックアンケート、学校生活アンケート、学校満足度調査にいじめに関する項目を加え、個々の生徒理解に努める。
- ・学期毎に授業評価アンケートを行い、協働学習状況などクラス機能の把握をする。

(3) 相談体制の整備と周知

- ・面接週間や個人面談で教育相談をする。
- ・全校生がスクールカウンセラーや校長との面接をすることで、相談しやすい体制を作つておく。
- ・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員では抱え込みず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。具体的には「いじめ問題の解決のために～教職員用ハンドブック～」(京都府教育委員会 平成27年3月)に準じて対応する。

一方、ツイッターやLINE等への書き込みなどにより、相手の目に触れない所で誹謗したり、名指ししないで中傷したり、また双方が応酬し合って加害・被害の関係を固定的に捉えられないケースも多くなっている。定義に照らしていじめと判断しても、その対応の仕方については全体像や双方の関係を的確に把握したうえで、保護者にも十分に説明し、協力を求めることが大切である。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止めさせる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、聖ヨゼフ学園理事長に報告する。
- (4) いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組

方針を伝え、協力を求める。

- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。
- (2) ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (3) インターネットによるいじめを防止し、対処法を身につけさせるために、教科や講演会を通して啓発を行う。

《参考》

【いじめへの対応】「いじめ問題の解決のために～教職員用ハンドブック～」(京都府教育委員会 2012.10)

1 組織的な対応・連携

- ・いじめの発見、あるいは兆候が見られたら、その解決に向けて、教師一人で抱えることなく学年・組織・チームとして対応する。
- ・個人的な解釈や判断をせず、科コース長(学年長)・生徒指導部長・管理職等への報告・連絡・相談を必ず行う。

- ◎報告を受けた担任は、くれぐれも自分の責任と思い詰めたり、独断で判断して解決を焦らない。
- ◎いじめの発見や兆候が見られる場合、「いじめ対策委員会」に必ず報告し、迅速に情報を共有し、指導の方向性の共通理解を図る。
- ◎いじめの事実関係の把握については、複数による正確で迅速な対応が求められる。なお、個人情報の取扱いについては十分留意する。
- ◎いじめの事実確認の聴取は、「被害者→周囲にいる者→加害者」の順で行い、とりわけ人目に付かない場所や時間帯の配慮が大切である。

- ◎いじめ事象が確認された場合、担任の精神的負担は相当なものであり、学校全体で担任をフォローする体制・雰囲気が大切である。
- ◎学校はいじめ問題を隠蔽せず、学園理事長への円滑な報告・連絡・相談を行い、緊密な連携を図ることが大切である。
- ◎学校は、いじめの概要や対処方針、スクールカウンセラー等と共に検証したアンケート結果を、状況に応じて公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るように努めることが大切である。
- ◎その都度、時系列に沿った経過記録や簡単な報告書を作成しておくことが必要である。

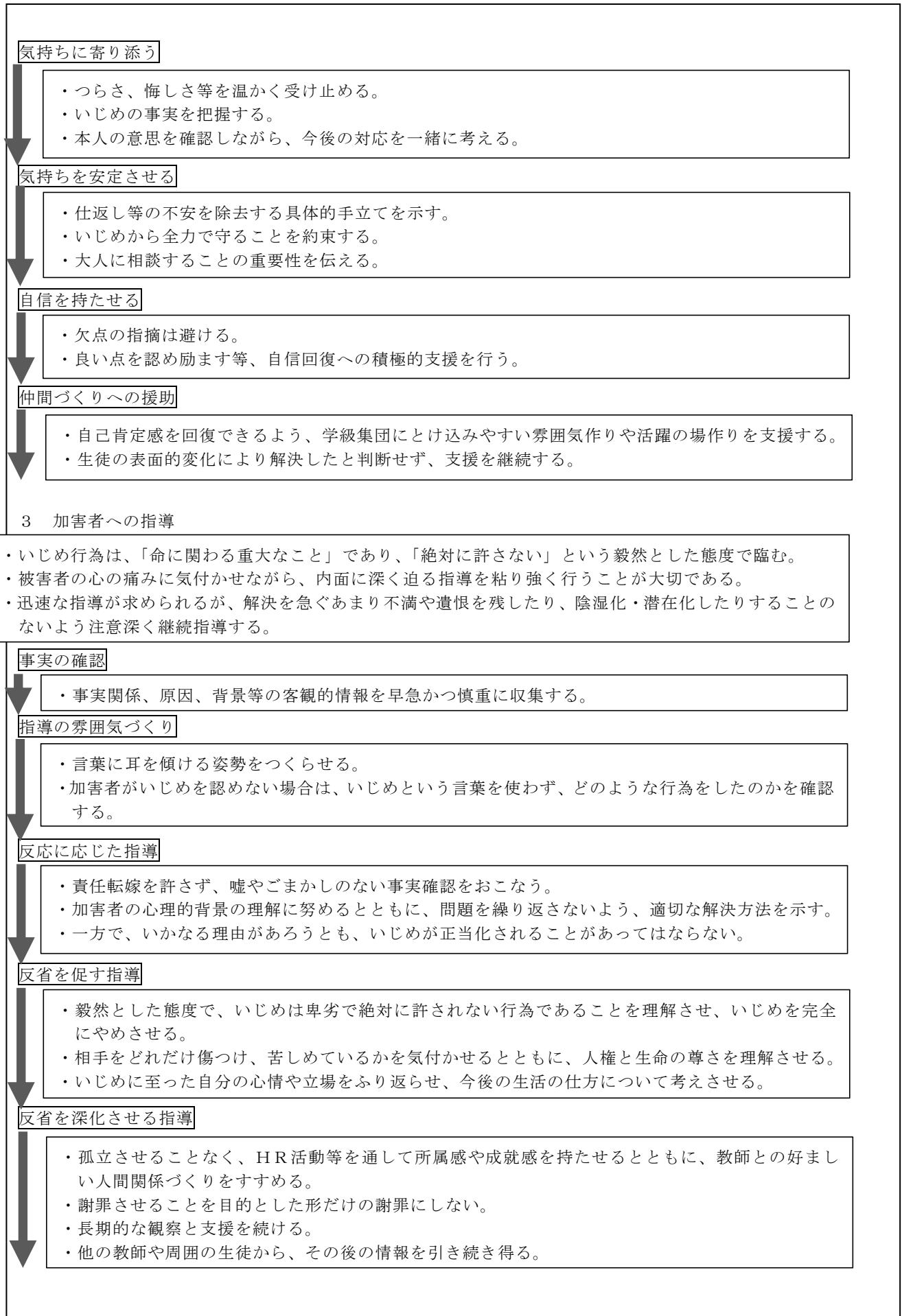
- ◎暴行や恐喝などの犯罪行為等、学校の指導の範囲を超えるいじめについては、警察や児童相談所と連携して対応することも必要である。
- ◎これまで、ともすれば警察との連携に躊躇する面が見られたが、社会で許されない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合がある。

2 被害者への支援

くれぐれも「いじめられる側にも問題がある」「昔もいじめはあった」という考え方を持たないようにする。何より本人の訴えを、共感的態度で親身になって受けとめることが大切である。

安心感を与える

- ・発見、うわさ、訴えのいずれであっても、事実を伝えることは本人にとって勇気のことなので、ゆっくり話しかけて緊張をときほぐす。
- ・担任を中心に、生徒にとって話しやすい教師が対応に当たる。
- ・秘密を守ることを約束する。



4 周りの生徒たち(観衆・傍観者)への指導

- 当事者だけの問題にとどめず、学級や学年全体の問題として考えることが必要である。放置すればいじめがエスカレートする可能性がある。一方、適切に指導すればいじめの抑止力にもなる。
- 感情的にならず冷静に、「いじめは絶対に許さない」という教師の毅然とした姿勢を示すことが大切である。

状況把握

- いじめの認識の有無を確認する。
- いじめ助長の雰囲気をつかむ。

全体指導の可否判断

- 被害者の孤立感の度合いをつかむ。
- 被害者とその保護者の了解、配慮が必要である。

自分の問題として自覚させる

- 他人事ではなく、自分の問題として捉えさせる。
- いじめの構造や心理面の指導を行う。
- 観衆や傍観者の果たす役割と被害者の心情を理解させる。
- 仲裁者が声を出しやすい雰囲気を作り出す。

指導のまとめ

- いじめの問題に、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの阻止や教師や友人、あるいは大人に知らせることが「チクリ」ではなく、正義に基づく勇気ある正しい行動であることを理解させる。
- 情報提供者(生徒)に迷惑が及ばないよう配慮することを約束する。
- 被害者、加害者を学級集団に受け入れる雰囲気づくりを支援する。

5 ネットいじめへの対応

- ネットいじめは名誉毀損、犯罪行為として起訴できる(される)可能性がある。
- 警察が犯罪行為と判断すれば、掲示板等の利用記録を照会することもでき、そこから個人が追跡される。

書き込み内容の確認

- 誹謗中傷等の書き込みの相談が子どもや保護者からあった場合、その内容を確認し、内容や書き込み時間、掲示板等のURLを保存・記録し、状況証拠を残す。

掲示板等の管理者への削除依頼

- 速やかに「管理者へのメール」「お問い合わせ」表示から管理者へのメール送信に繋げて、掲示板等のサイト管理者に削除依頼の連絡をする。
- 学校のPCアドレスを使って行うことが適当であり、個人の所属・氏名等を記載する必要はない。

掲示板等のプロバイダー等への削除依頼

- それでも削除されない場合や、管理者の連絡先が不明の場合は、プロバイダーに削除依頼のメールを送信する(プロバイダーを調べるサイトを探すには、検索エンジンで「who is 検索」を入力)か、最寄りの警察署生活安全課や地方法務局に相談する。

6 保護者への対応

被害者の保護者への対応

保護者はわが子が安心して、元気に学校へ通えることを望んでいる。まず、保護者の不安や怒りを真摯に受け止めるとともに、教師と保護者のいじめに対する認識のズレにより、問題がさらに複雑にならないように配慮することが大切である。

加害者の保護者への対応

学校としての対応について丁寧に説明し、問題を解決するためには保護者の協力が不可欠であること、加害者が二度といじめをしないための方策と一緒に考えていくことが大切である。

- ①速やかに家庭訪問し、いじめの事実を冷静かつ正確に伝える。併せて、被害者を絶対守るという学校の姿勢を示し、取り組み方針を伝える。
②誠実に対応し、信頼関係を構築することが大切である。
《絶対にしてはいけない言動》
 - ・人権意識に欠ける言動
 - ・「被害者保護」を優先しない発言
 - ・被害者の「苦しみ」に共感していない発言
 - ・保身的で弁解に終始する発言
 - ・電話だけの簡単な対応
③学校への要望や批判は謙虚に聞き、学校に非がある場合は、そのことを率直に認めて謝罪する。
④全容が分かるまで、加害者の保護者への連絡を控えることを依頼する。
⑤家庭との連絡(被害者の保護、加害者への指導、交友関係の変化、被害者の様子、経過説明等)をこまめにとることが大切である。

- ①速やかに家庭訪問し、いじめの事実を冷静かつ正確に伝える。併せて、学校の取組方針を伝え、協力を求める。
②被害者の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
③いじめは許されるものではないという毅然とした姿勢が大切。一方で、保護者の心情(怒り、情けなさ、自責の念、今後への不安)を理解しようと努めることが大切である。
④誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなり得ることを伝え、事実について指導し、より良く成長させたいとの学校側の考えを伝える。
⑤事実を認めなかつたり、責任転嫁する保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針を示し、理解を求める。
⑥親としての責任の果たし方や日常での生徒との接し方等を共に考え、本人の立ち直りを目指して協力してもらう。

第5 具体的な行動計画と取組の検証・修正

1 行動計画

- ・次年度の年間行動計画を3月に策定する。

2 取組の検証・修正

- ・校内の教育活動全般に対して採られているP D C Aサイクルの一環として、検証作業を進める。

P[年間行動計画の策定(3月)]→D[計画の実施]→C[各学期末のふり返りで検証(7, 12月)]
→A[各学期初めの方向性検討で修正(8, 1月)]

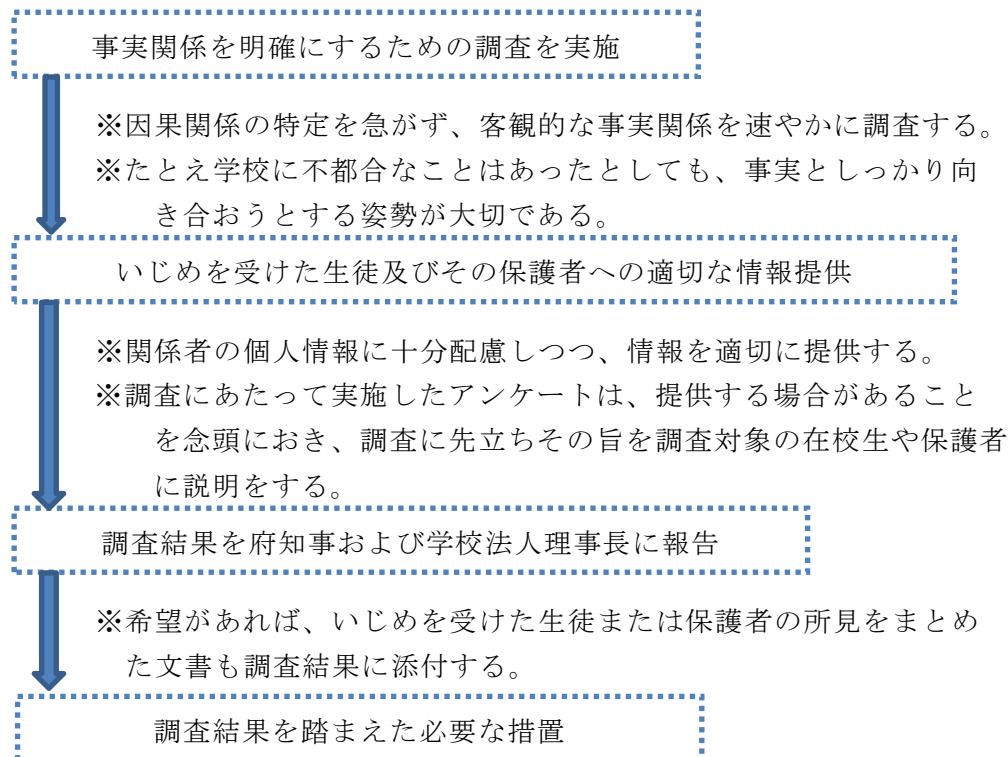
第6 重大事態への対処

重大事態の発生

府知事および学校法人理事長へ重大事態の発生を報告

学校法人理事長が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合：「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる



第7 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) 日星高等学校育友会との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
 - ・育友会総会などの機会に、いじめに関する講演会等の保護者研修会を実施し意識啓発に努める。
 - ・個々の生徒の状況に関する電話連絡、家庭訪問などによって日ごろから保護者との連携協力を図り、生徒の小さな変化や家庭での様子などを的確に把握する。また、保護者に対するアンケート等により様々な情報を収集し適切な指導を計画する。
 - ・学級通信などを通しても、いじめに対する保護者意識を高め、連携を図り易いような関係を築けるよう努める。
- (2) 市民ボランティア講師をはじめ、広く地域の方々に教育活動に参画してもらい、多様な目で生徒を見、関わっていただく。
- (3) いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。
 - ・保護者、生徒、地域に対する情報発信と意識啓発のために「いじめ基本方針」や各種アンケート結果、学校通信などを学校ホームページ等に掲載する。

2 関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。